

大阪市子どもの貧困対策推進計画 (第2期)

大阪市こども計画 別冊

【計画期間 令和7年度～令和11年度】



令和5年度 大阪市子どもの生活に関する実態調査の概要



子どもの貧困対策は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、多岐にわたる分野が横断的に連携して取り組む必要があります。

近年、困難を抱える子どもや家庭を取り巻く社会経済情勢は厳しさを増しており、また、困難を抱える家庭の孤立傾向や、問題の複雑化・長期化などの課題も顕在化しています。

国においても、子ども家庭庁が発足し、「子ども大綱」が策定されるとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の題名が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるなど、子どもの貧困対策については、今後、より一層の取組を推進していく必要があります。

こうした国の動向なども踏まえて、令和7年度以降も引き続き子どもの貧困対策を総合的・計画的に進めていくため、「大阪市子どもの貧困対策推進計画（第2期）」を策定しました。

今後、この推進計画に基づいて、子どもの貧困対策を多角的に取り組んでまいります。



（1）調査対象者

- （ア）大阪市立小学校5年生の全児童とその保護者
- （イ）大阪市立中学校2年生の全生徒とその保護者
- （ウ）大阪市内認定こども園、幼稚園、保育所等の全5歳児の保護者

（2）調査実施日

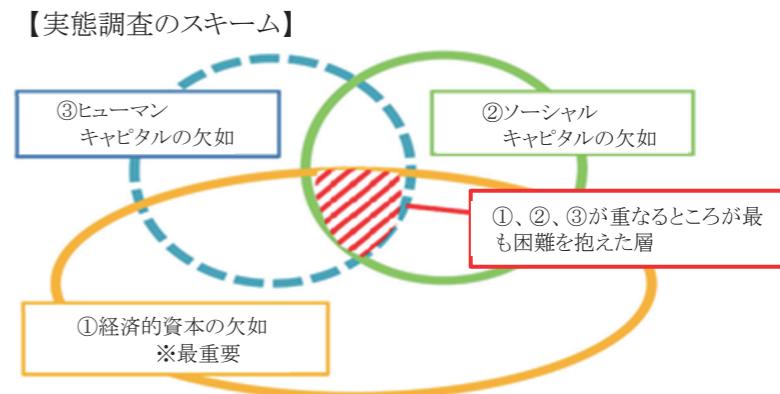
令和5年6月27日～令和5年7月14日

（3）調査票配付枚数・回収率（%）

種類	回収率（%）	回収数	配付数
小学校5年生	69.2	13,124	18,975
小学校5年生の保護者	69.4	13,174	18,975
中学校2年生	67.9	11,488	16,920
中学校2年生の保護者	67.7	11,460	16,920
小学校5年生・中学校2年生合計	68.6	24,612	35,895
小学校5年生保護者・中学校2年生保護者合計	68.6	24,634	35,895
5歳児の保護者	75.7	14,138	18,686
計	70.1	63,384	90,476

（4）実態調査の枠組み

- （ア）経済的資本の欠如（現金やサービス、住宅、医療などの欠如）
- （イ）ソーシャルキャピタルの欠如（つながりの欠如、近隣・友人との関係性、学校・労働市場への不参加）
- （ウ）ヒューマンキャピタルの欠如（教育レベル）雇用の可能性>自分の能力を労働力（稼働）に転換する能力の欠如



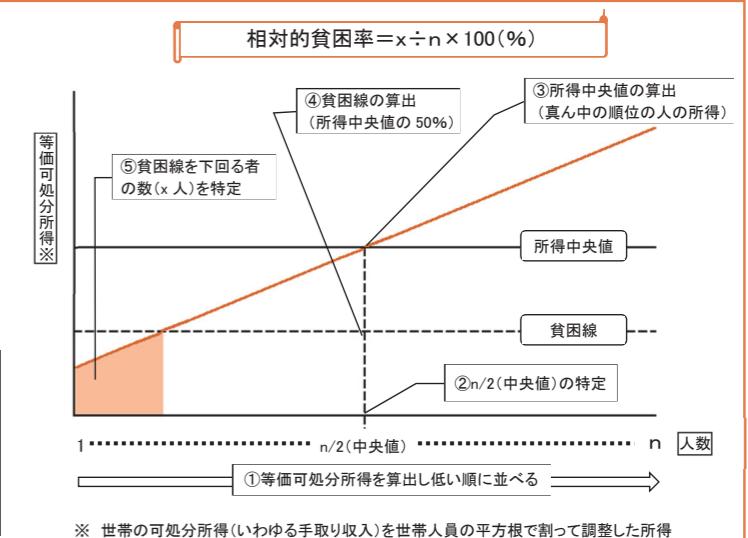
相対的貧困とは

属する社会における平均的な生活水準よりも、相対的に低い所得水準にあることをいいます。厚生労働省の国民生活基礎調査では、等価可処分所得中央値の半分の額を下回る所得しか得ていない者の割合を相対的貧困率としています。

《R5大阪市子どもの生活に関する実態調査の結果》

世帯分類	貧困線	相対的貧困率
小学校5年生・中学校2年生のいる世帯	133万円 (119万円)	15.0% (15.2%)
5歳児のいる世帯	140万円 (119万円)	15.1% (11.8%)

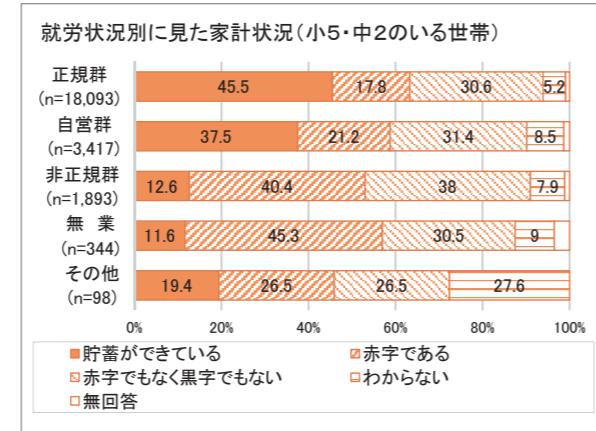
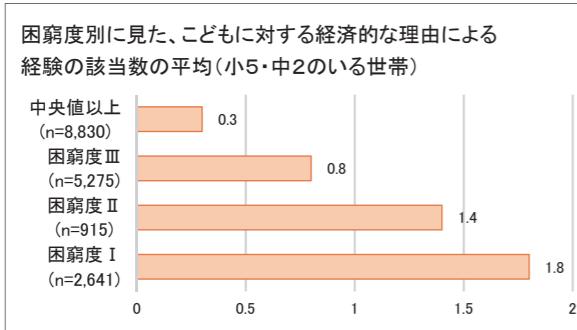
※（）内は前回調査時の数値



令和5年度 大阪市子どもの生活に関する実態調査の結果確認された主な課題

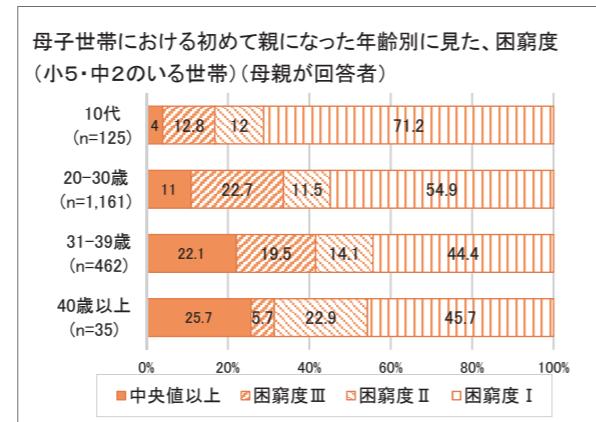
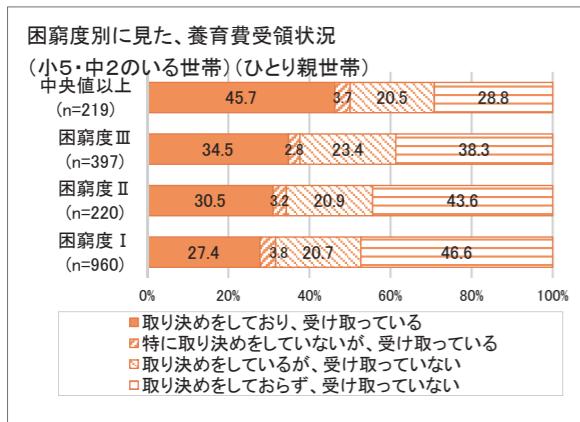
1 家計と収入のこと

- 相対的貧困率は前回調査時から横ばい
- 困窮度が高くなるにつれ、「おこづかいや新しい服や靴を与えられなかった」など、子どもにしてあげられなかつた経験が多い
- 保護者の就業状況が正規雇用であるほど貯蓄ができるおり、非正規群は正規群に比べ家計の赤字の割合が高い



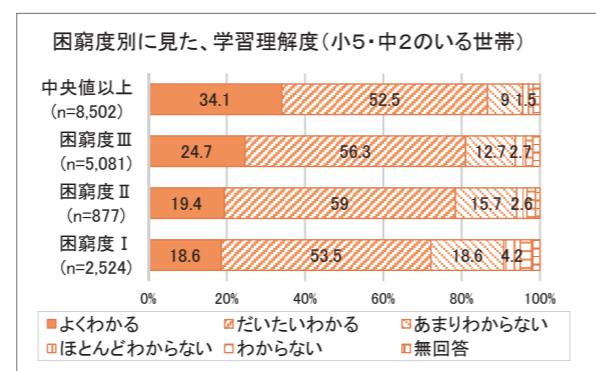
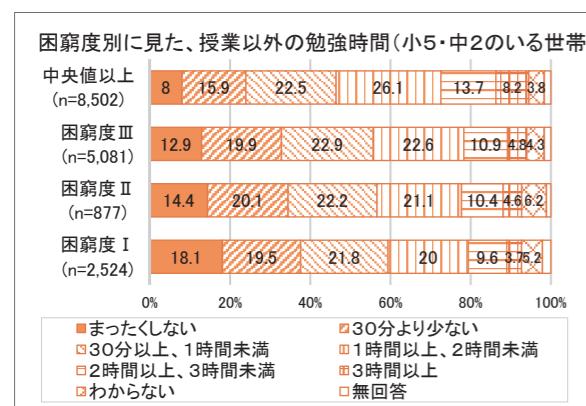
2 ひとり親世帯等のこと

- 母子世帯の困窮度I群は突出して多い
- 全体的に養育費の受領率は増加しているが、困窮度が高くなるにつれ、受領率は低くなっている
- 若年で親になった世帯は、親への教育支援や就労支援とともに、必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化が必要



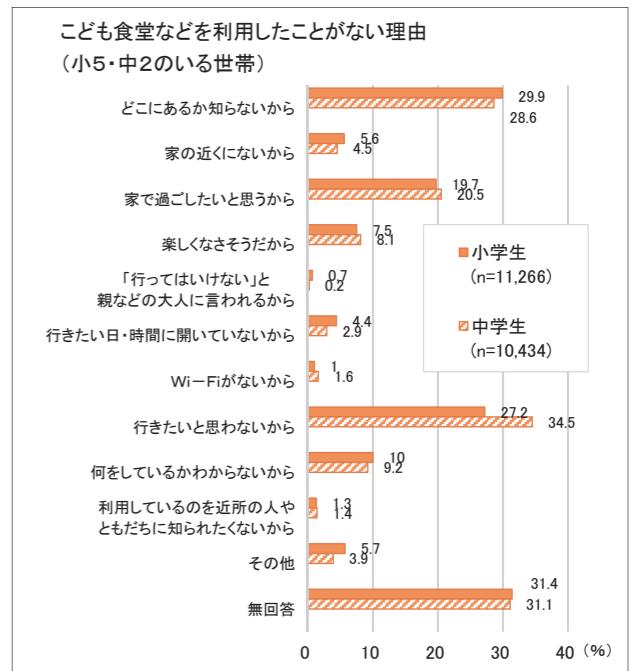
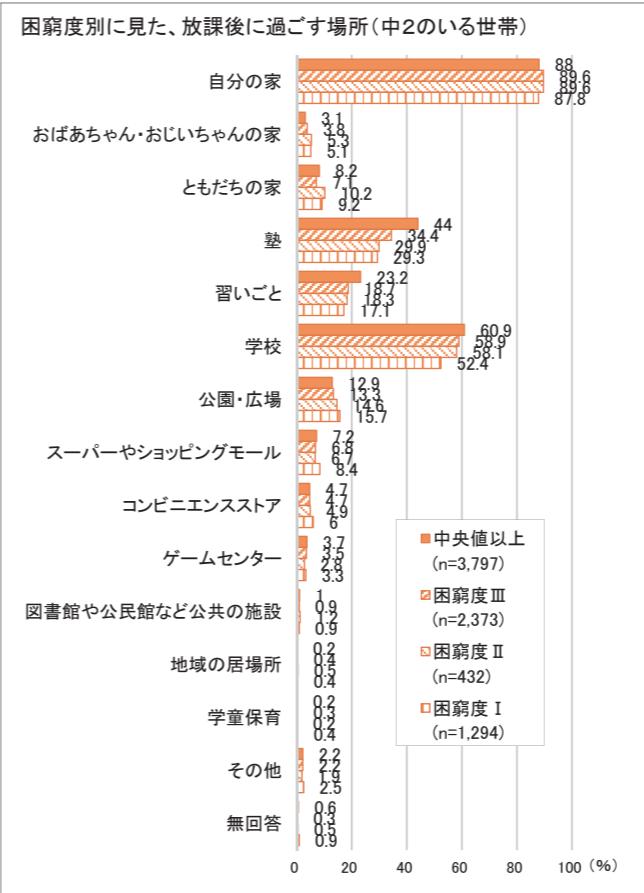
3 学習習慣・生活習慣のこと

- 「授業以外の勉強時間」や「読書時間」は困窮度が高くなるにつれ、まったくしない割合が高く、「学習理解度」についても、困窮度が高くなるにつれ、よくわかる割合が低い
- 将来希望する進路について、困窮度が高くなるにつれ大学を選択している割合が、親・子どもともに低い



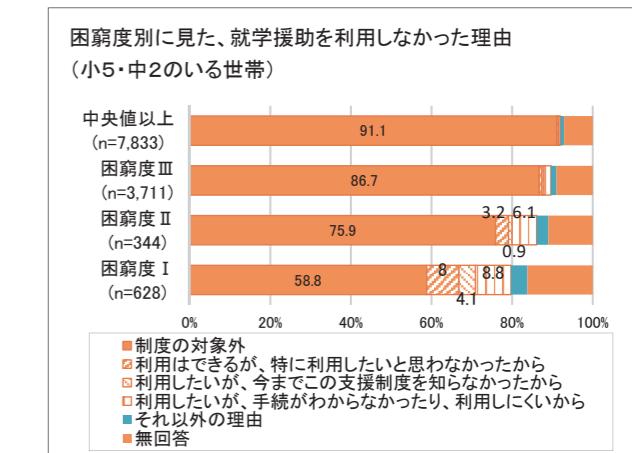
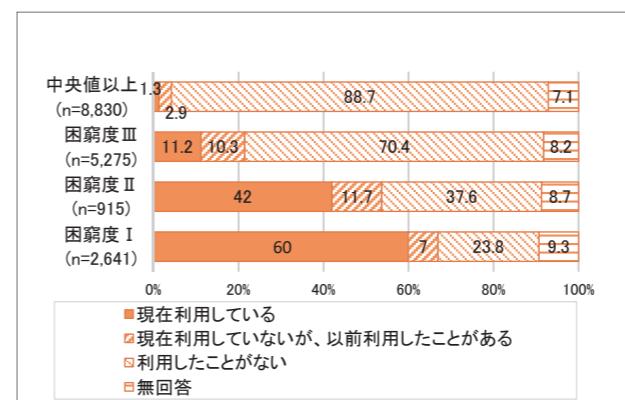
4 つながりのこと

- 困窮度が高くなるにつれ、放課後に過ごす場所として塾や習い事、学校(クラブ活動)の割合が低くなつており、友人と関係性が薄れることで孤立や孤独へ向かう懸念も生じる
- 地域資源であるこども食堂などの食事提供の居場所について、利用していない理由として行きたいと思わないや、どこにあるか知らないからが多いが、利用したことはないがれば利用したいとの回答も一定数見られた



5 必要な支援の利用のこと

- 就学援助などの社会保障制度に関しては、困窮度I・II群においても「対象外と思う」という理由で利用していない世帯が見受けられる
- 支援を届けるにあたっては、そもそも支援が必要な状況であることが自覚できていない、相談先や利用できる資源の情報を知らない、知っていても手続きが複雑で難しいなどの課題がある



中央値以上: 等価可処分所得中央値以上の層

困窮度II: 等価可処分所得中央値の50%以上 60%未満の層

困窮度III: 等価可処分所得中央値未満から 60%以上の層

困窮度I: 等価可処分所得中央値の50%未満の層

計画の基本的な考え方

基本理念

子どもの貧困の背景には、様々な社会的要因があることを社会全体で広く共有し、貧困により、子ども・若者がその権利利益を害され及び社会から孤立することがないよう、現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐため、必要な支援が切れ目なく行われることで、一人一人の豊かな人生を実現できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現します。

重視する視点

子どもの貧困の解消に向けて、次の4つの視点を重視して施策を推進します。

- (1) こども・若者が幸せな状態で成長できるための支援の推進
- (2) 切れ目のない支援の推進
- (3) 社会全体で取組を推進
- (4) アクセシビリティの充実

施策体系

基本理念の実現に向け、以下の考え方に基づき、4つの施策に沿って事業・取組を推進します。なお、この4つの施策は、それぞれ独立して取り組むのではなく、互いに連携して取り組むことにより相乗効果を生むことを想定しています。

施策1 学びの支援の充実

家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、すべての子どもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、子どもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保できるよう取り組むとともに、適切な進路選択ができるよう取り組みます。

- (1) 幼児教育・保育の無償化と質の向上を図ります
ア 幼児教育・保育の無償化 イ 幼児教育・保育の質の向上
- (2) 一人一人の状況に応じた学力向上の取組を推進します
ア 学力向上や学習支援の取組 イ 学習環境の充実
- (3) 学びを保障し、望む進路の選択ができるよう支援します
ア 教育費等の負担軽減 イ 相談しやすい体制の充実 ウ 生活指導等の充実
エ 望む進路の選択ができるための支援の取組 オ 不登校児童・生徒支援の取組
- (4) 多様な体験や学習の機会を提供します
ア 学校における体験や学習機会の充実 イ 地域における体験や学習機会の充実
ウ 人材や民間の力を活用した体験や学習機会の充実



施策2 家庭生活の支援の充実

子どもの育ちには保護者・養育者の育ちも必要です。子育てと家庭教育の双方の観点で、子どもとともに育つ保護者・養育者への支援・応援をきめ細かにを行い、そのウェルビーイングと成長をすべての人で支えることが重要です。

また、子育て当事者が、身近な場所でサポートを受けながら子どもを育てることができ、どのような状況でも子どもが健やかに育つという安心感を持つことができるような支援が必要です。

そのため、家庭の経済状況や子ども・若者を取り巻く家庭環境にかかわらず、子ども・若者一人一人が健やかに成長できる養育や教育環境が整えられるよう取り組みます。

- (1) 子育て家庭における養育や教育を支援します
ア 子育て支援の充実 イ 家庭の教育力向上の取組 ウ 相談や支援体制の充実
- (2) こども・若者や子育て当事者の健康を守る取組を推進します
ア 母と子の健康を守る取組 イ 食育の推進 ウ こどもや若者の健康づくり
- (3) ひとり親家庭等、特に支援が必要な家庭を支援します
ア ひとり親家庭支援の取組 イ 若年で親になった家庭への支援



施策3 生活基盤の確立支援の充実

経済的困窮は、子どもの貧困問題の根幹にある課題であり、現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐため、経済的に厳しい状況が見られるひとり親世帯など個々の世帯の状況に応じた生活基盤の安定を図るための支援が必要です。

そのため、就業支援や仕事と子育ての両立支援、各種サービスの自己負担の軽減を含む経済的支援の充実に取り組むとともに、各種支援制度を必要とするこども・若者や子育て当事者に、より効果的・確実に届くように取り組みます。

- (1) 就業を支援します
ア ひとり親家庭への支援 イ 生活保護受給者・生活困窮者への支援 ウ 若者や子育て当事者等の支援
- (2) 施設退所者等の自立を支援します
- (3) 仕事と子育ての両立を支援します
ア 保育サービス等の充実 イ 放課後などの活動の充実
- (4) 経済的な負担の軽減を図ります
ア 子育てに係る経済的負担の軽減 イ 住居に関する支援の取組



施策4 つながり・見守りの仕組みの充実

社会構造の変化に伴い、人と人とのつながりや地域コミュニティが希薄化し、周囲との交流がなく、社会的に孤立する傾向は子ども・若者や子育て当事者にも広がっています。社会的に孤立すると、必要な支援を届けることが難しくなることから、貧困が連鎖する要因ともなります。

そのため、学校園や地域、保健、医療、福祉、就労など関係機関との連携により、困難な状況にあるこどもを早期に把握し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届けるとともに、子ども・若者や子育て当事者が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう取り組みます。また、地域において、こども・若者や子育て当事者を支援するため、様々な活動主体が取組を行っており、さらなる活性化が図られるよう取り組みます。

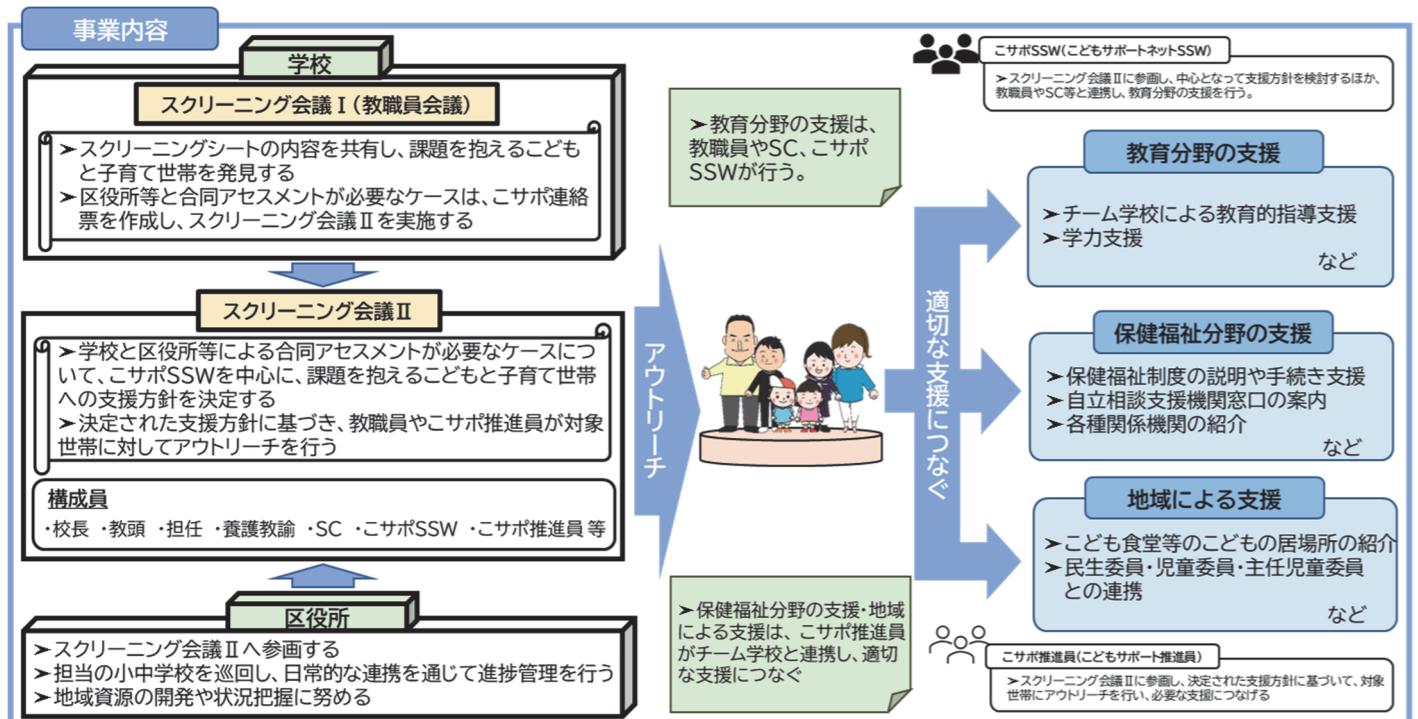
- (1) こども・若者や子育て当事者のつながりを支援します
ア 地域におけるつながりづくり イ 家庭・学校・地域の連携によるつながりづくり
ウ こどもや子育て当事者同士のつながりづくり
- (2) 社会全体でこども・若者や子育て当事者を支援する取組を推進します
ア 社会全体で支援するネットワークの充実 イ 相談や支援体制の充実



大阪市こどもサポートネット

子どもの貧困問題は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、適切な支援につなぐことが必要です。本市では、こどもが長時間過ごす学校において、支援が必要なこどもや家庭を発見し適切な支援につなぐ仕組みとして、平成30年度から大阪市こどもサポートネットをモデル7区で実施し、令和2年度より全区展開しています。

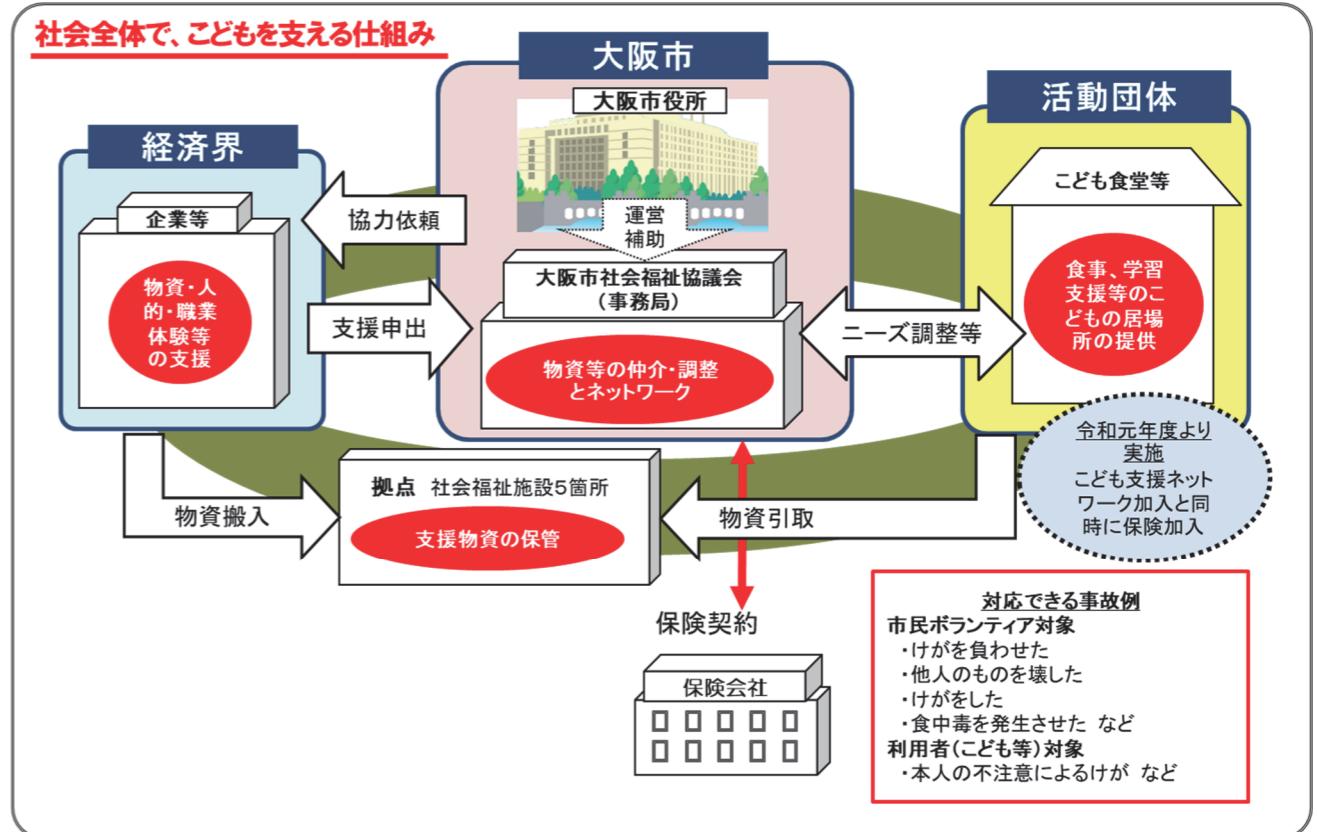
学校における「気づき」を「見える化」して区役所等の支援につなげるため、全児童生徒の状況を把握するスクリーニングシートを学校に導入し、教職員とともに、区役所に配置するスクールソーシャルワーカーやこどもサポート推進員、スクールカウンセラーなどがスクリーニングシートを基に専門的な見地からアセスメントを行い、適切な支援先につないでいますが、問題が複合的に絡み合っており課題解決に至らない世帯も存在します。そのため、さらに利用可能な支援先をもれなく提供し利用につなげるとともに、これまで以上によりきめ細やかな充実した寄添い型の支援を行えるよう、サポート体制の強化を図ります。



こども支援ネットワーク事業

こども食堂等のこどもの居場所を社会全体で支援し、地域でこどもを育む機運の醸成を図ることを目的として、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもを取り巻く環境の変化により多様化している課題に対応すべく、活動する多くの団体や企業、社会福祉施設等が参加する地域こども支援ネットワーク事業(大阪市社会福祉協議会が実施)と連携しながら、子どもの貧困対策の取組を進めてきました。

ネットワーク事業においては、参加団体の情報発信や定期的なミーティングによる情報交換をはじめ、企業からの申出による物資等を、社会福祉施設を通じてこども食堂等へ提供するなどの支援を行っています。



大阪市こどもの貧困対策推進計画の進捗管理

基本理念の実現に向け、家庭の経済状況によりこどもの生活が制約されることなく夢や希望を持ち挑戦できているか、支援を必要としている人に必要な支援が届いているかといった観点から数値目標を設定するとともに、こども・若者や子育て当事者の置かれた状況等を毎年度把握するための指標を設定します。

目標の設定

めざす姿	実態調査等のアンケート項目	現状値 (R5)	目標値 (R10)
「こども食堂などへの参加を希望しているこどもが、参加できている状態」	こども食堂などの利用状況 (利用したことがある割合) (困窮度Ⅰ～Ⅲ)※1	《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ 13.2% 困窮度Ⅱ 10.8% 困窮度Ⅲ 11.6%	《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ 30.4% 困窮度Ⅱ 28.4% 困窮度Ⅲ 28.7%
「経済的な状況にかかわらず、学習塾や習い事に行きたいと思う人が行ける状態」 ・学習塾とは、学習塾・進学塾、家庭教師、通信制の家庭学習教材など ・習い事は、英会話・そろばん・絵画・音楽・習字・スポーツなど	学習塾や習い事の利用状況 (学習塾等、習い事をしていない割合) (困窮度Ⅰ～Ⅲ)※1	《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ 31.4% 困窮度Ⅱ 25.1% 困窮度Ⅲ 22.0% (参考) ・中央値以上 11.8% ・小中計のうち、学習塾等、習い事をしていない割合 18.7%	《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ～Ⅲ それぞれ、18.7%
「こどもにとって不利益が生じることがないよう、養育費の履行が確保できている状態」	母子家庭における養育費の受領率※2	取り決めの有無にかかわらない養育費の受領率 (母子家庭) 26.8%	36.3%
		取り決めがある場合の養育費の受領率(母子家庭) 57.4%	66.4%
「就学援助制度の対象であるにもかかわらず利用できていない状態の改善」	就学援助を利用しなかった理由 (利用したいが制度を知らなかった・利用しにくくと回答した割合) (困窮度Ⅰ～Ⅱ)※1	《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ 12.9% 困窮度Ⅱ 7.0%	《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ 8.8% 困窮度Ⅱ 6.1%

※1 子どもの生活に関する実態調査 ※2 ひとり親家庭等実態調査

目標設定の考え方

■こども食堂などへの参加を希望しているこどもが、参加できている状態 (こども食堂などの利用状況)

地域の方々などが自主的・自発的に運営をされている低額もしくは無料で食事提供などを行うこども食堂などのこどもの居場所は、こどもたちが、学校でも家庭でもない居場所を通して地域の大人と関わることで、安心感やつながりが得られ、社会性・自主性を身につけることができる場として、重要な地域資源のひとつとなっています。

本市におけるこども食堂などの利用率は、全国と比べると高い傾向にあり、困窮度Ⅰ群の13.2%のこどもが「利用したことがある」と回答している一方、17.2%が「利用したことがない(あれば利用したい)」と回答していました。

■経済的な状況にかかわらず、学習塾や習い事に行きたいと思う人が行ける状態 (学習塾や習い事の利用状況)

学習塾や習い事は、現在では多くのこどもが利用し、学校の授業以外の学びや好きなことを見つけるきっかけの場にもなっています。

また、実態調査の結果から、学習塾や習い事に行く経験の差が、「自分に自信がある」や「将来の夢や目標を持っている」などの自己肯定感や自己有用感等にも影響を与えていていることが考えられ、結果として将来の進路の選択肢が広がることが期待できます。

■こどもにとって不利益が生じることがないよう、養育費の履行が確保できている状態 (母子家庭における養育費の受領率)

養育費は、こどもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用であり、食費や教育費、医療費などがこれに当たります。こどもに対する養育費の支払義務(扶養義務)は、父母の生活に余力がなくとも自分と同じ水準の生活を保障する必要があります。こどものためのものであり、こどもにとって不利益が生じることのないよう、養育費確保の取組を進めることが重要です。

■就学援助制度の対象であるにもかかわらず利用できていない状態の改善 (就学援助を利用しなかった理由)

就学援助制度は、経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するための社会保障制度として重要です。

しかしながら、困窮度別に見た就学援助の受給状況は、困窮度Ⅰ群で23.8%、Ⅱ群で37.6%が「利用したことがない」という状況で、利用しなかった理由としては「制度の対象外だと思うから」の割合が最も多く、「制度を知らなかった」の割合も一定数見受けられました。

指標の設定

こども・若者や子育て当事者の置かれた状況等を毎年度把握するための指標		現状値
妊娠期・ 乳幼児期	妊娠 11 週以内の妊娠届出率	96.0% (R5)
	就学前教育カリキュラムでの「知・徳・体」の育ちについてのアンケートにおいて、肯定的に回答する市立幼稚園・保育所の教職員・保育者の割合	公立 100% (R5) 民間 59.8% (R5)
小学生	「自分にはよいところがあると思いますか」に対して肯定的に回答する児童の割合	84.1% (R6) ※3
	普段、学校の授業以外でまったく勉強しない児童の割合	13.7% (R6) ※3
	不登校の割合	1.97% (R5) ※4
	朝食を毎日食べている児童の割合	80.9% (R6) ※3
	スクールソーシャルワーカーが継続支援している児童数	6,015 人 (R5)
	スクールカウンセラーに相談を行った児童数(延べ人数)	8,725 人 (R5) ※7
中学生	「自分にはよいところがあると思いますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	82.2% (R6) ※3
	「将来の夢や目標を持っていますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	63.1% (R6) ※3
	普段、学校の授業以外でまったく勉強しない生徒の割合	10.7% (R6) ※3
	不登校の割合	9.61% (R5) ※4
	朝食を毎日食べている生徒の割合	75.0% (R6) ※3
	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	95.21% (R5) ※5
	生活保護世帯に属するこどもの就職率(中学校卒業後)	0.84% (R5) ※5
	児童養護施設のこどもの高等学校等進学率	97.96% (R5) ※6
	スクールソーシャルワーカーが継続支援している生徒数	3,616 人 (R5)
	スクールカウンセラーに相談を行った生徒数(延べ人数)	8,486 人 (R5) ※7
高校生 以上	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	49.17% (R5) ※5
	生活保護世帯に属するこどもの就職率(高等学校等卒業後)	36.27% (R5) ※5
	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	3.97% (R5) ※5
	児童養護施設のこどもの大学等進学率	20.45% (R5) ※6
	児童養護施設のこどもの就職率(高等学校卒業後)	65.91% (R5) ※6
	社会的養護経験者に対する継続支援計画の作成率、件数	100%、98 件 (R5)
ひとり親	ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職率	50.7% (R5)
	児童扶養手当受給者における養育費を受領している方の割合	14.8% (R5)
社会全体	こどもの貧困問題について関心がある市民の割合	28.2% (R6) ※8
	大阪市こどもサポートネットで支援につないだ割合	95.4% (R5)

※3 全国学力・学習状況調査 ※4 生活指導に関する調査(大阪市調査) ※5 令和6年4月1日現在厚生労働省社会・援護局保護課調べ 大阪市報告分 ※6 令和6年5月1日現在雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ 大阪市報告分 ※7 「令和5年度スクールカウンセラー等活用事業」に係る実態調査(義務教育学校除く) ※8 民間インターネット調査

大阪市こども青少年局 企画部 企画課

大阪市北区中之島 1-3-20

TEL 06-6208-8153 / FAX 06-6202-7020